

訪問看護ステーション まちの灯り重要事項の説明書

1. 設置者

法人の名称	株式会社 Stand up
法人の所在地	岡山県倉敷市玉島阿賀崎 2534
代表者名	若狭 卓

2. 事業所の概要

事業所の名称	訪問看護ステーション まちの灯り
事業の種類	訪問看護 介護予防訪問看護
事業所の所在地	岡山県倉敷市玉島阿賀崎 2534
事業者番号	3360290872
管理者名	若狭 卓
電話番号	(0866) 97-6654
F A X	(0866) 97-6988
実施地域	倉敷市、浅口市（その他相談の上訪問可能）

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

3. 事業の目的・運営方針

(1) 目的

要介護状態、要支援状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護及び介護予防訪問看護のサービスを提供し、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能向上を目的とする。

(2) 運営方針

要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

4. 営業日

営業日	月～日
営業時間	受付時間：午前 8 時 30 分 ～ 午後 5 時 30 分
定休日	なし

5. 職員体制

管理者	看護師
看護師	常勤3名（うち兼務1名） 非常勤0名（うち兼務0名）
准看護師	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤0名（うち兼務0名）
理学療法士	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤0名（うち兼務0名）
作業療法士	常勤0名（うち兼務0名） 非常勤0名（うち兼務0名）

6. 秘密保持、個人情報の保護

従業者は、利用者及びその家族から予め文書で同意を得ないかぎり、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。この措置は退職後であっても同様です。この旨は職員の雇用契約の中に記載し、徹底を図ります。なお、個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、当法人は定めた別紙「個人情報保護方針」及び「個人情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ」のとおり適切な取り扱いに努めます。

7. 記録

- (1) 当事業所は、利用者の訪問看護サービスの提供に関する記録を作成し、利用終了後、その記録を5年間は保管します。
- (2) 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合は原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

8. 相談窓口、苦情処理

次の窓口で対応します。

当事業所窓口	訪問看護ステーション まちの灯り
電話	0866-97-6654 担当者 若狭 卓
受付時間	月・火・水・木・金 8時30分～17時30分
受付時間	土・日 8時30分～17時30分
公的機関窓口	
倉敷市介護保険課	086-426-3343 月～金 8時30分～17時15分 祝日及び12/29～1/3を除く
国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談窓口）	086-223-8811 月～金8時30分～12時00分 13時00分～17時00分

9. 安全委員会の設置

安全委員会を設置し、利用者又は職員の危険や健康障害を防止するために基本対策を行います。委員会は年3回開催し、議事内容を職員に共有します。

10. 事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族その利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故の場合は損害賠償を速やかに行いません。

11. 緊急時等における対応方法

当事業所の看護師は、訪問看護サービス提供中に、利用者の症状に急変が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行いません。主治医に連絡が取れない場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。その他の緊急事態には指定されている方への連絡をいたします。しかるべき処置をした場合は、速やかに主治医に報告するものとします。

12. 訪問看護の内容

当事業者は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び居宅サービス計画等に沿って（介護予防）訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。サービスの内容、利用回数等は利用者の希望を伺い、必要に応じて担当者会議の開催を経て変更できます。

サービス提供内容

- ・ 病状や障害の観察
- ・ 清拭、入浴、洗髪等による清潔の保持
- ・ 食事及び排泄等日常生活の世話
- ・ 褥創の予防・処置ターミナルケア
- ・ 小児看護
- ・ 療養生活や介護方法の指導
- ・ 各種カテーテル管理
- ・ その他医師の指示による医療処置
- ・ 精神疾患や認知症疾患の看護
- ・ 家族支援(安否確認等)

13. サービスの利用料等

(1) 介護保険

訪問看護等提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収します。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

通常の事業の実施地域を越えた地点から1キロメートルにつき 20円

前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

* 看護師が訪問する場合（1単位あたり10円を基本として1割負担で計算した場合の料金です）

利用時間等	基本料金	利用者負担金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	介護 3140円 予防 3030円	介護 314円 予防 303円	介護 393円 予防 379円	介護 471円 予防 455円
30分未満	介護 4170円 予防 4510円	介護 471円 予防 451円	介護 589円 予防 564円	介護 707円 予防 677円
30分以上1時間未満	介護 8230円 予防 7940円	介護 823円 予防 794円	介護 1029円 予防 993円	介護 1235円 予防 1191円

1 時間以上 1 時間 30 分 未満	介護 11280 円 予防 10900 円	介護 1128 円 予防 1090 円	介護 1410 円 予防 1363 円	介護 1692 円 予防 1635 円
理学療法士当による訪問 (1 回あたり 20 分)	介護 2940 円 予防 2840 円	介護 294 円 予防 284 円	介護 368 円 予防 355 円	介護 441 円 予防 426 円

※2025 年 7 月現在

※介護保険の給付範囲を超えたサービスについては、前額自己負担となります。

○サービスの加算料金（1 単位あたり 10 円を基本として 1 割負担で計算した場合の料金です）

加算項目		料金	利用者負担金
特別管理加算（Ⅰ）（月 1 回）		5000 円	500 円
特別管理加算（Ⅱ）（月 1 回）		2500 円	250 円
緊急時訪問看護加算Ⅰ（月 1 回）		6000 円	600 円
ターミナルケア加算		25000 円	2500 円
退院時共同指導加算		6000 円	600 円
初回加算（Ⅰ）（退院日当日）		3500 円	350 円
初回加算（Ⅱ）（退院した翌日以降）		3000 円	300 円
看護・介護職員連携強化加算		2500 円	250 円
複数名訪問加算	所要時間 30 分未満の場合	2540 円	254 円
	所要時間 60 分以上の場合	4020 円	402 円
長時間訪問看護加算		3000 円	300 円

※2026 年 4 月現在

※介護保険の給付範囲を超えたサービス利用については、前額自己負担になります。

（2）医療保険 *なお、健康保険の場合は、診療報酬告示額の額とします。

基本料金項目		料金	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
基本療養費Ⅰ (1 日につき)	週 3 回まで	5550 円	555 円	1110 円	1665 円
	週 4 回以降	6550 円	655 円	1310 円	1965 円
管理療養費 (1 日につき)	月の初日	3000 円	300 円	600 円	900 円
	2 日目以降	1500 円	150 円	300 円	450 円
★情報提供療養費	月 1 回	1500 円	150 円	300 円	450 円
★ターミナルケア療養費	死亡月 1 回	25000 円	2500 円	5000 円	7500 円
加算料金項目		料金	利用者負担		
			1 割	2 割	3 割
難病等複数回訪問加算 (1 日につき)	1 日 2 回	4500 円	450 円	900 円	1350 円
	1 日 3 回以上	8000 円	800 円	1600 円	2400 円

☆緊急訪問看護加算 (1日につき)	14日目まで	2650円	265円	530円	795円
	15日目以降	2000円	200円	400円	600円
長時間訪問看護加算 週1回まで 別表8に掲げる者または特別訪問看護指示書対象者に対し、1回の訪問が90分を超えた場合		5200円	520円	1040円	1560円
★24時間対応体制加算	月1回	6520円	652円	1304円	1956円
特別管理加算 (I)褥瘡・在宅酸素・人工肛門など	月1回	2500円	250円	500円	750円
(II)悪性腫瘍・気管切開 気管カニューレ・留置カテーテル	月1回	5000円	500円	1000円	1500円
退院時共同指導加算	適応時	8000円	800円	1600円	2400円
在宅患者連携指導加算	月1回まで	3000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2000円 (1回)	200円	400円	600円
★複数名訪問看護加算(週1回) 下記のいずれかの基準を満たした場合		看護師 4500円	450円	900円	1350円
①別表7・8に掲げる者		准看護師 3800円	380円	760円	1140円
②特別訪問看護指示書対象者		3800円			
③暴力行為、著しい迷惑行為		看護補助者 3000円	300円	600円	900円
④利用者の身体的理由により1人の訪問が困難と認められる者		3000円			

その他の加算					
夜間・早朝訪問看護加算 (6時～8時・18時～22時)		2100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算 (22時～6時)		4200円	420円	860円	1260円

※2026年4月現在

★は利用者又は利用者家族の同意が必要です。

健康保険・国民健康法・後期高齢医療に基づき所定の額(1割～3割)を徴収させていただきます。

各種医療日公費負担の医療証をお持ちの方は基本利用料が減額または免除されます。

(3) 精神医療保険

1日につき基本利用料として精神科訪問看護基本療養費に関する法律及び健康保険法等に定める一部負担金を徴収するものとします。

精神科訪問看護管理療養費

・精神科訪問看護基本療養費				
・週3日目まで	30分以上	5,550円	30分未満	4,250円
(准看護師 30分以上 5,050円 30分未満 3,870円)				
・週4日目以降	30分以上	6,550円	30分未満	5,100円
(准看護師 30分以上 6,050円 30分未満 4,720円)				
・精神科訪問看護基本療養費 III (同一建物居住者への訪問看護)				
同1日に2人	週3日目まで	30分以上	5,550円/日	30分未満 4,250円/日
(准看護師 30分以上 5,050円/日 30分未満 3,870円/日)				
同一日に2人	週4日目以降	30分以上	6,550円/日	30分未満 5,100円/日
(准看護師 30分以上 6,050円/日 30分未満 4,720円/日)				
同一日に3人以上	週3日目まで	30分以上	2,780円/日	30分未満 2,130円/日
(准看護師 30分以上 2,530円/日 30分未満 1,940円/日)				
同一日に3人以上	週4日目以降	30分以上	3,280円/日	30分未満 2,550円/日
(准看護師 30分以上 3,030円/日 30分未満 2,360円/日)				
・精神科訪問看護基本療養費 (外泊者への訪問看護)				
				8,500円 入院中に1回限り
(基準告示第2の1に規定する疾病の場合は入院中に2回限り利用可能)				
・24時間対応体制加算 6,800円/月				

・精神科緊急訪問看護加算	月14日まで	2,650円	月15日以上	2,000円
・長時間精神科訪問看護加算		5,200円	週1回に限り	
・複数名精神科訪問看護加算	1日2回	9,000円	3回以上	14,500円
准看護師と同時	1日2回	7,600円	3回以上	12,400円
看護補助者又は精神保健福祉士と同時		3,000円	(週1日に限り)	

・夜間・早朝訪問看護加算		2,100円		
・深夜訪問看護加算		4,200円		
・精神科複数回訪問看護加算	1日2回	4,500円	3回以上	8,000円
・訪問看護情報提供書(市町村へ提出)		月に1回		1,500円

(4) エンゼルケア料 15,000円を徴収致します。

(5) 対象エリア外の訪問時は、対象エリアを超えた地点から片道1kmあたり20円の請求が発生することをご了承ください。

(6) その他

保険対象外の訪問看護は自費請求となります。 30分 3,300円

なお、訪問の時間帯で割増料金をいただきます。

夜間早朝（18時～22時、6時～8時）1,200円増・深夜（22時～6時）1,500円増

理由なき場合のキャンセルは、キャンセル料金として2,000円徴収させていただきます。

その他利用者様の急変により、予定訪問時間に変更になる場合がございます。

訪問看護師の車に乗車しての外出はできません。

14. 衛生管理及び従業員の健康管理等

事業所は、サービス提供に使用する備品を清潔に保持し、定期的に消毒を施す等、常に管理に十分留めます。

15. 身分証の携帯義務

訪問看護師は常に身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められたときはいつでも身分書を提示します。

16. 多種の感染症や災害時、スタッフ出勤困難時の対応

新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染拡大や、学校等の休校により、出勤困難なスタッフが増えた場合、状態が安定されている方には訪問回数を減らすなどのご相談をさせていただきます。

17. 非常災害対策

災害の状況により出来る限りの安全を確保した上で、訪問を中断することがあります。

地震等の災害に備えて各自ですべきことや避難場所、連絡方法など家族で話し合っておいて下さい。災害のための緊急依頼には対応出来ません。

水害時 避難場所（ ）

地震時 避難場所（ ）

『ハラスメント行為は行ってはいけません!!!』

1. セクシャルハラスメントについて

セクシャルハラスメントは人として尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、労働者の能力の有効な発揮を妨げ、また事業所にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。また、性的役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生原因や背景となることがあります。

2. 禁止事項

まちの灯りでは他人に不快な思いをさせ、会社の秩序、風紀を乱す下記の行為を許しません。

- (1) 性的な冗談、からかい、質問
- (2) わいせつな図面の閲覧、配布、掲示
- (3) その他、他人に不快感を与える性的な言動
- (4) 性的な噂
- (5) 身体へ不必要な接
- (6) 性的な言動により、社員等の就業意欲を低下させ、能力発揮を阻害する行為
- (7) 交際、性的な関係の強要
- (8) 性的な言動に対して拒否等を行った社員に対する不利益取り扱い

3. 対象者

この方針の対象は、まちの灯りの社員、また利用者さま、ご家族、取引先のすべての方を含みます。また、異性に対する行為だけでなく、同性に対する行為も対象となります。平時より、互いに良好なコミュニケーションを図り、サービス提供のできる良好な関係を構築できるよう努めます。

4. 処分について

社員がハラスメントを行った場合、処分されることがあります。その場合、「6.措置について」の事

項を総合的に判断し、処分を決定します。

5. 相談窓口

ハラスメントに関する相談窓口は次のとおりです。

電話で受付いたしますので、ご相談ください。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば悪化するおそれがある場合や、上記にあたるかどうか微妙な場合も含め、広く相談に対応し、事案に対処します。

【相談窓口】

訪問看護ステーション まちの灯り 管理者 若狭 卓

6. 措置について

相談を受けた場合、事実関係を敏速かつ正確に確認し、事実が確認出来た場合には被害者に対する配

慮のための措置及び行為に対する措置を講じます。また、再発防止策を講じる等適切に対処します。

- (1) 利用者、サービス提供職員間において、卑猥な言動、ハラスメント行為、不快に思う行為が発覚した場合。
- (2) サービス提供職員に対し、訪問サービスの指名を求められた場合。
被害者に暴行による怪我があれば、クリニック等より診断書の取り付けを行う。
- (3) (1)～(3)のような行為及び、危険因子がある場合は、訪問看護(訪問介護も含む)の利用を終了とさせて頂く。

7. 研修・委員会について

まちの灯りでは、ハラスメント防止における研修、委員会を定期的で開催します。

虐待防止及び身体拘束等における方針

1. 身体拘束の原則禁

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、重大な影響を与える可能性があります。したがって、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないように努めます。

2. 緊急・やむを得ない場合の例外

緊急やむを得ない場合にのみ身体拘束を行います。その際は、慎重に様態や時間、利用者の心身の状況などを把握し必要な記録を残します。

3. 組織の協議と対策の検討

まちの灯りでは、「身体拘束及び虐待防止委員会」を設置し、身体拘束適正化に関する協議を行います。委員長は担当職員であり、担当者は身体拘束等の適正化を適切に実施するための担当者をおく。

(1) 相談窓口

訪問看護ステーション まちの灯り 管理者 若狭 卓又は職員

(2) 身体拘束及び虐待防止委員会の設置

委員長1名、書記1名、管理者1名で構成とし、年3回委員会を開催する。

事業継続計画（BCP・Business Continuity Plan）について

組織が災害や緊急事態に備えて事業を継続するための計画です。主な目的は、適切な対応策を講じて事業活動を維持し、被害を最小限に抑えることです。まちの灯りでは、事業継続計画を立て、職員へ周知しています。また、年2回職員へ訓練を行い、緊急時に実施することで、リスク軽減を行います。

個人情報保護方針

当事業所は、利用者および家族の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員及び関係者に周知徹底を図り、個人情報保護に努めます

1. 個人情報の収集・利用・提供

個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。

2. 個人情報の安全対策

個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。

3. 個人情報の確認・訂正・利用停止

当該本人(利用者)および家族から内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。

4. 個人情報に関する法令・規範の遵守

個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。

5. 教育および継続的改善

個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、必要に応じ見直し改善します。

6. お問い合わせ窓口

個人情報に関するお問い合わせは、訪問看護ステーション管理者までお願いいたします。

個人情報の提供及び個人情報の保護に関するお知らせ

当事業所は、利用者様およびご家族の説明と納得に基づく利用及び個人情報の保護に積極的に取り組んでおります。

サービス情報の提供

◇ご自身のご利用状況や介護保険及び医療保険について質問や不安がおありになる場合は、遠

慮なく職員に質問し、説明を受けてください。この場合には、特別の手続きは必要ありません。内容により個々担当者が説明させていただく場合がございます。

サービス内容の開示

◇サービスの提供に関する記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、原則として、これに応じます。但し、ご家族その他の者(利用者の代理人も含みます)に対しては、利用者および家族の承諾、その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

個人情報の内容訂正・利用停止

◇個人情報とは、氏名・住所等の特定の個人を同定できる情報を言います。
◇当事業所が保有する個人情報(利用記録等)が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。当事業所にお申し出ください。調査の上、対応いたします。

個人情報の利用目的

◇個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

【利用者様の訪問看護サービスの提供に必要な利用目的、他の事業者等への情報提供】

- ※当事業所が利用者様および家族等に提供する看護サービス及びその向上
- ※保険請求システムのコンピューター関連会社へのシステム調整
- ※審査支払い機関又は保険者へのレセプトの提出
- ※審査支払い機関又は保険者からの照会への回答
- ※質向上・安全確保・医療事故あるいは未然防止等の分析、報告
- ※当事業所の管理運営業務のうち、外部監査機関、第三者機関への情報提供
- ※会計、経理
- ※ご家族等への症状説明
- ※医師・居宅介護支援事業所・サービス事業所等への情報交換(サービス担当者会議等)

【上記以外の利用目的】

- ※看護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
- ※利用者様の主治医の医師等の意見・助言を求める照会、回答
- ※医療、福祉等関係者への実習への協力
- ※症例検討・研究
- ※満足度調査や業務改善の為のアンケート調査等

【学会・医学誌等への発表】

※特定の利用者・関係者の症例や事例の学会、研究会、学会誌での報告は、氏名、生年月日、住所等を消去することで匿名化する。匿名化困難な場合は、本人および家族の了承を得ることとします。

◇当事業所は研修・養成の目的で、医療専門職の学生等が、訪問看護に同席する場合があります。

す。但し、その場合は事前にご利用者および家族の了承を得てから行います。

◇身体上または宗教上の理由等で、看護に関して特別の制限やご希望がある方はお申し出下さい。

◇一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

◇利用者および家族の個人情報はサービス終了後も保護いたします。

また、職員は在職中はもちろん退職後も個人情報保護に努めます。

◇ご質問やご相談は、当事業所職員までお願いいたします。

指定訪問看護サービス利用契約書

1. 訪問看護ステーション まちの灯り(以下「事業所」という。)と、介護保険利用者及び医療保険利用者およびその他各種保険利用者(以下「利用者」という。)に対し介護保険法令及び医療保険法令の趣旨に従い訪問看護サービスの利用について重要事項説明書に基づき契約します。
2. 当事業所は、利用者に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように主治医の指示のもとに訪問看護を提供し、また一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「扶養者」という。)は、当事業所に対しそのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めをします。

利用者からの解除・終了について

3. 利用者及び扶養者は、当事業所に対し、利用中止の意思表示をすることにより、介護予防訪問看護・訪問看護を解除・終了することができます。この場合、利用者及び扶養者は速やかに当事業所及びサービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、介護予防訪問看護・訪問看護実施期間中に利用中止を申し出た場合は、すでにご利用いただいた利用料等をお支払い頂きます。

当事業所からの解除・終了について

4. 当事業所は、次に掲げる場合は介護予防訪問看護・訪問看護の提供を解除・終了することができます。
 - (1) 利用者及び扶養者が、利用料金を2ヶ月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず30日間以内に支払いがなされない場合。
 - (2) 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防訪問看護・訪問看護の提供の範囲を超えると判断した場合。
 - (3) 利用者又は扶養者が、当事業所及び当事業所の職員に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的な行為を行った場合。

利用料金の請求・支払いについて

5. 利用者及び扶養者は、連帯して当事業所に対し、訪問看護サービスの対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された利用月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計を支払う義務があります。
 - ・当事業所は、利用者又は扶養者に対し、前月料金の請求書を毎月発行します。利用者又は扶養者は、連帯して、当事業所に対し当該料金をその月の月末までに支払うものとします。なお、支払い方法は別途話し合いのうえ双方合意した方法によります。
 - ・当事業所は、利用者又は扶養者から1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者又は扶養者に対して、領収書を発行します。

その他

この契約書及び説明書に記載されていない事項は、介護保険法その他諸法令の定めるところによります。又、利用者及び扶養者と当事業所はお互い協力し利用者にとってよりよい訪問看護サービスが実施できるよう努力するものとします。

利用サービス内容

【介護保険】

- 訪問看護サービス、介護予防訪問看護サービス
- 緊急時訪問看護加算
- 特別管理加算（Ⅰ・Ⅱ）点滴3回/週、在宅酸素、カテーテル管理等
- サービス提供体制加算Ⅰ 6円/回 自費（ ）
- 腔連携強化加算50円/月
- 初回加算（Ⅰ）350円/月（退院・退所当日訪問）（Ⅱ）300円/月
- ターミナルケア加算
- 看護介護職員連携強化加算 25円/月

【医療保険】

- 訪問看護サービス
- 24時間対応体制加算 特別管理加算（2,500円・5,000円/月）
- 複数名訪問看護加算 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月
- ベースアップ加算 780円/月
- 交通費(自費) 円/回 自費（ ）ターミナルケア加算
- 看護介護職員連携強化加算 2,500円/月

【精神医療保険】

- 精神科訪問看護サービス(Ⅰ・Ⅲ) 複数名訪問看護加算
 - ベースアップ加算 780円/月
 - 24時間対応体制加算 訪問看護医療DX情報活用加算 50円/月
 - 訪問看護情報提供書 1,500円/月（市や保健師等）交通費(自費) 円/回
- ※訪問看護師の指名、固定は対応できません。その日の勤務状況で予告した看護師以外の者が、訪問する場合もございます。また緊急対応等により、予定時間が変更になる場合もございます。夜間対応につきましては、自宅での待機をさせて頂いております。到着時間等が遅れる場合もありますので、ご了承くださいませ。

同意欄

私は重要事項の説明の交付及び内容説明を受け、契約書に定める通り訪問看護サービスの提供を受けることに同意いたします。また、重要事項説明書第7項に記載された利用目的のために、私の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

電話番号 ()

住所

利用者氏名

代筆 () 続柄 ()

利用者が訪問看護サービスの提供を受けることに伴い、重要事項説明書第7項に記載された利用目的のために、利用者の家族の個人情報を利用することについて同意します。

令和 年 月 日

電話番号 ()

住所

代表者氏名

続柄 ()

予防訪問看護及び、訪問看護サービスの提供にあたり、本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者 岡山県倉敷市玉島阿賀崎 2534

株式会社 Stand up 代表取締役社長 若狭 卓 印

説明者 訪問看護ステーション まちの灯り ()

※本契約にあたっては、本書を2通作成し、当事者双方が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

お支払い方法 振り込み・口座振替